

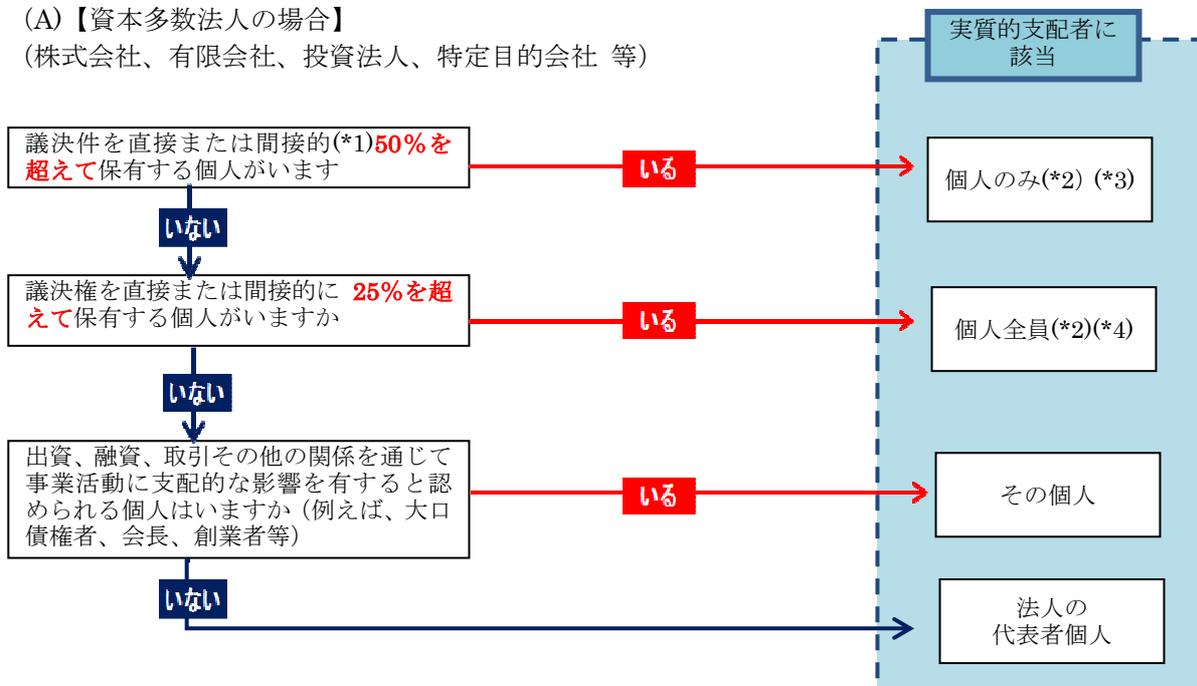
「法人のお客様の実質的支配者の確認方法について」

2016年10月の犯罪収益移転防止法の改正により、実質的支配者の定義が変更になりました。

改正前は、申込法人を直接支配する法人または個人が確認の対象でしたが、改正後は、直接だけではなく間接的に申込法人を支配する自然人まで遡って実質的支配者を確認させていただきます。お客様の形態((A)または(B))により、下記のフローに従って該当者が法人の場合は、名称・所在地、個人の場合には、氏名、住所および生年月日のご申告をお願いいたします。

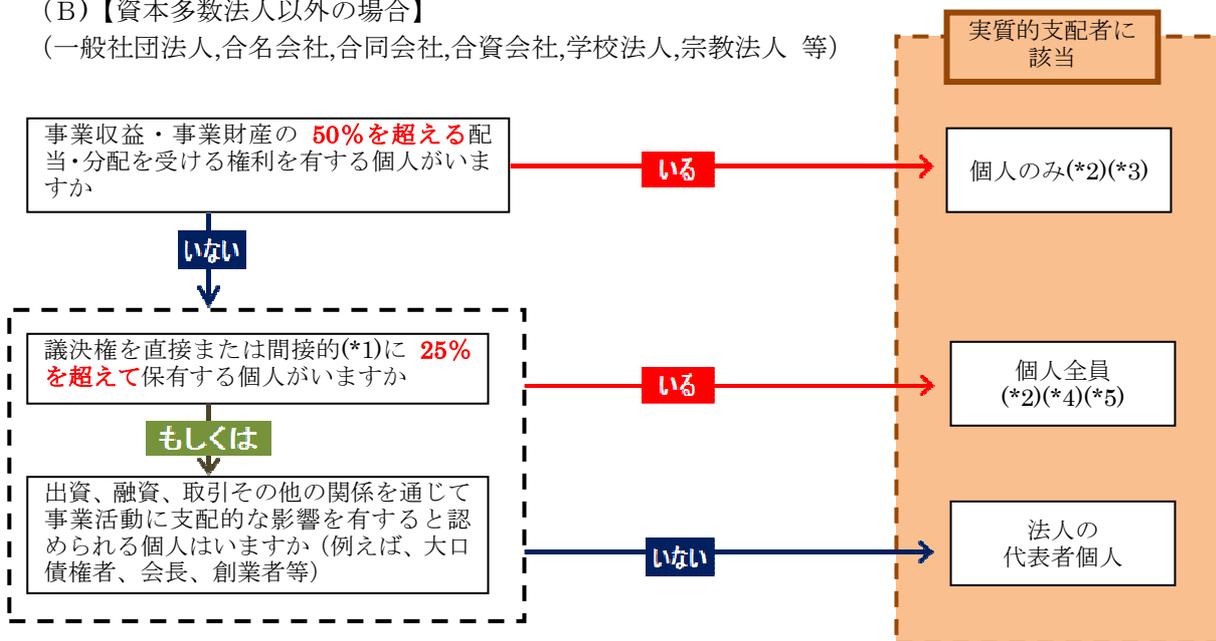
(A) 【資本多数法人の場合】

(株式会社、有限会社、投資法人、特定目的会社 等)



(B) 【資本多数法人以外の場合】

(一般社団法人、合名会社、合同会社、合資会社、学校法人、宗教法人 等)



(*1)直接保有とは、直接議決権を保有する場合をいい、間接保有とは、50%超の議決権を保有する支配法人を通じて議決権を保有していることをいいます。

(*2)事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことがあきらかな場合を除きます。

(*3)50%を超えて保有する個人1名のみが実質的支配者となります。

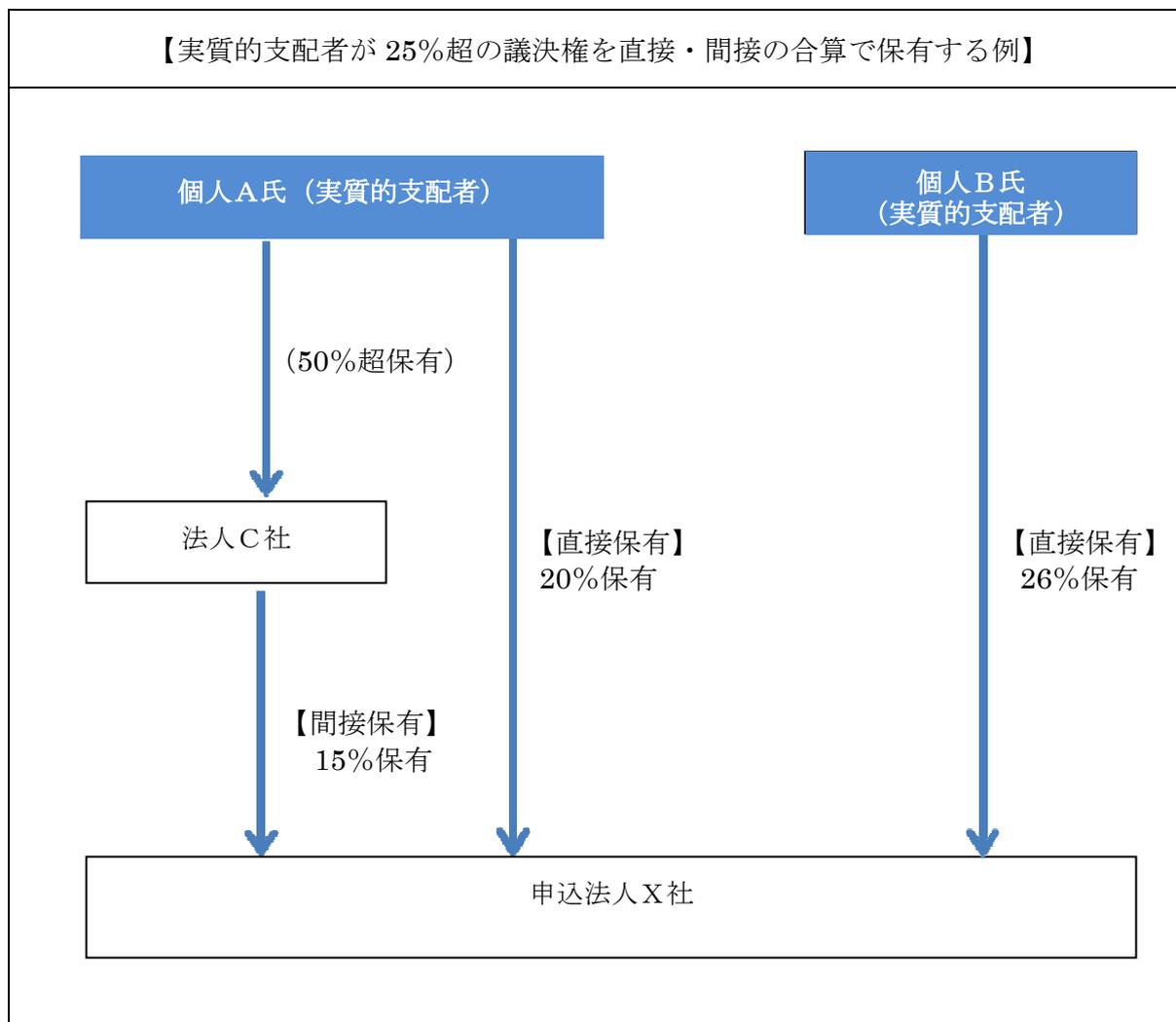
(*4)25%を超えて保有する個人全てが実質的支配者となります。

(*5)(*4)に該当する方がいれば全員、及び出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方が実質的支配者となります。

*実質的支配者に該当する方が上場企業またはその子会社の場合には、当該会社の会社名、本店所在地または主たる事務所の所在地をご申告いただきます。

【直接保有・間接保有の考え方】

- ・直接保有とは、議決権を直接保有する場合をいいます。
- ・間接保有とは、50%超の議決権を保有する支配法人を通じて議決権を保有していることをいいます。



- *個人 A 氏は、X 社の議決権を直接保有 20%と間接保有 15%を合算して 35%となり、個人 A 氏は、法人 X 社の 25%を超える議決権を保有する実質的支配者となります。また、個人 B 氏も X 社の議決権 26%を直接保有しておりますので、実質的支配者となります。従いまして個人 A 氏および個人 B 氏の両氏が実質的支配者となります。
- *個人 A 氏が法人 B 社議決権の 50%超を保有する場合、間接保有として計算に含めます。仮に 50%以下しか保有していない場合は、直接保有分の 20%のみとなり、実質的支配者には該当しません。
- *仮に個人 B 氏が 50%を超える議決権を保有している場合は、当該個人 B 氏のみが実質的支配者となります。個人 A 氏は 25%を超える議決権を保有しておりますが、この場合実質的支配者には該当しません。

**「外国政府等において重要な公的地位にある方等（外国 PEPs）に
該当するかの確認について」**

実質的支配者として申告頂いた方が、現在または過去において、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める「外国政府等において重要な公的地位を占める者」または、そのご家族に該当するかを申告して頂きます。外国 PEPs に該当する場合には、取引に際して厳格な取引時確認が必要になります。

(1) 外国 PEPs（重要な公的地位にある者）に該当する方は次のとおりです。

①	外国の元首
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国において下記の職にある方 ・ 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職 ・ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職 ・ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職 ・ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職 ・ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職 ・ 中央銀行の役員 ・ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
③	過去に①または②であった方
④	①～③のご家族

* 外国 PEPs の対象には、国連等の国際機関（条約締結権を有するメンバー国間の正式な政治協定により設立された団体）、および日本国政府等において重要な公的地位を有する者は含まれません。

* 退任後の経過期間の定めはありません。

(2) 外国 PEPs（重要な公的地位にある者の）のご家族の範囲は次のとおりです。

